6. 届出に関する Q&A

①業として、仕入れ、保管、配送等を行っている形態の場合

一定期間設置される施設等により貯蔵される場合は対象となりますが、一般の小売業者や卸売業者等で、商品や在庫と して取り扱う場合は対象外です。

②特定指定物質(金属)を塩酸等で溶かす場合の取扱量

例えば、塩酸により20%が溶け出す場合、溶け出した20%の質量を特定指定物質の取扱量とします。

- ③「事故等が発生したときに、特定指定物質を含む水が公共用水域に排出されるおそれがあること」とは 事故等には、施設の破損や作業ミス、天災等も含まれ、公共用水域に排出されるおそれがあれば該当します。
- ④鉄の加工(切断・溶接・研磨等)を行っている場合

製造・貯蔵・使用・処理のいずれの使用形態においても、溶解性の鉄(鉄溶液)とならなければ対象外です。

⑤複数の特定指定物質を取り扱う場合

複数の特定指定物質の年間取扱量の合計が500kg以上であっても、個々の特定指定物質の年間取扱量が500kg未満の場合は対象外です。

⑥管理指針の項目で実施困難なものがある場合

設備の改修等、すぐに実施することが困難な項目については、当面対応可能な範囲内で適正管理計画を作成し、徐々に計画の中身をレベルアップしていって下さい。

⑦不純物として特定指定物質が含まれている場合

1%以上含まれており、製造、貯蔵、使用、処理のいずれかの使用形態であれば対象です。

⑧ポリ塩化アルミニウムや塩化第2鉄等の凝集剤について

特定指定物質を含む水として取り扱う場合は対象です。



7. この他に水道の取水に影響を及ぼす物質について

水質汚濁防止法による規制物質や今回の条例改正で対象とした11物質の他*1に、一般家庭等でも使用されている洗剤(界面活性剤)等も多量に使用すると、水道の取水に影響を及ぼすことがありますので、河川・湖沼の環境保全*2の観点からも、適正な使用をお願いします。

※1 一般家庭の生活排水や汚濁が進んだ湖沼で発生するプランクトン由来等、工場·事業場における化学物質の規制等に馴染みませんが飲み水の基準が設定されている物質や項目(浄水場での塩素消毒副生成物は除く)は以下のとおりです。

陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、ナトリウム、塩化物イオン、硬度、一般細菌、大腸菌、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、蒸発残留物、全有機炭素、水素イオン濃度、色度、味、濁度、臭気

※2 河川·湖沼の汚れの原因の約55%は一般家庭の生活排水です(平成22年度推計)。

8. 届出先

工場·事業場所在地	届出先	電話番号
前橋市	前橋市環境政策課	027-898-6294
高崎市	高崎市環境政策課	027-321-1251
伊勢崎市、渋川市、北 群馬郡、佐波郡	中部環境事務所	027-219-2020
藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡	西部環境森林事務所	027-323-5530
吾妻郡	吾妻環境森林事務所	0279-75-4611
沼田市、利根郡	利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481
桐生市、太田市、館林 市、みどり市、邑楽郡	東部環境事務所	0276-31-2517



このパンフレットに関するお問い合わせ先

群馬県環境森林部環境保全課 〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1号

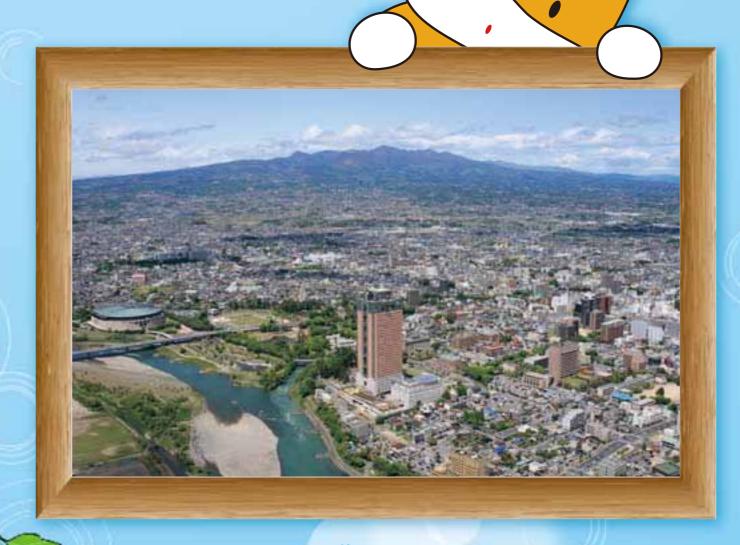
電話 ● 0 2 7 - 2 2 6 - 2 8 3 6 (直通) ホームページ ● http://www.pref.gunma.jp E-mail ● kanhozen@pref.gunma.lg.jp

利根川の上流に位置する水源県として水質事故の未然防止に向け

化学物質の適正管理制度

(特定指定物質)

をつくりました



群馬県

1. 背景

平成24年5月に利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超える有害なホルムアルデヒドが検出され、流域の都県で取水制限等が実施されるという大規模な水質事故が発生しました。この事故はヘキサメチレンテトラミンという化学物質が利根川に流出し、これが浄水場での塩素消毒の過程でホルムアルデヒドに変化したというものでした。ヘキサメチレンテトラミン自体は有害物質に指定されておらず、法の規制はありませんでした。群馬県は、二度とこのような水質事故を起こさないようにするため、群馬県の生活環境を保全する条例を改正し、水道水への影響が大きい化学物質について適正管理の推進に取り組んでいくこととしました。



2.条例の対象になる「特定指定物質」とは

水質汚濁防止法の指定物質のうち、水道水質基準が設定されている 10 物質 とヘキサメチレンテトラミンの合計 11 物質です。

- ① ホルムアルデヒド
- ② クロロホルム
- ③ アルミニウム及びその化合物
- ④ 塩素酸及びその塩
- ⑤ 臭素酸及びその塩
- ⑥ マンガン及びその化合物

- ⑦ 鉄及びその化合物
- ⑧ 銅及びその化合物
- ⑨ 亜鉛及びその化合物
- ⑩ フェノール類及びその塩類
- ① ー・三・五・七―テトラアザトリシクロ[三・三・ー]デカン(別名 ヘキサメチレンテトラミン)

3.条例の対象「特定指定物質取扱事業者」とは

以下の2つの要件の両方を満たす工場又は事業場の設置者です。





年間(4月〜翌年3月)に製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する特定指定物質の取扱量が500kg以上であること*

※年間に500kg以上取り扱うことが確実な場合も含みます。

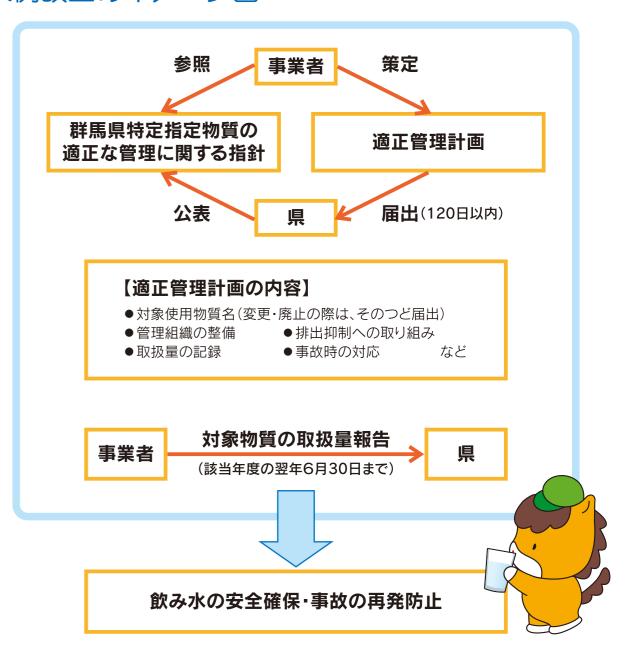


事故等が発生したときに、特定指定物質を含む水が当該工場又は 事業場から公共用水域に排出されるおそれがあること

4. 特定指定物質取扱事業者が行う届出

届出種別		IJ	届出内容	届出期限	提出部数
適正管理計画		計画	県の管理指針を参考に適正管理計画を作成し届出(変更等がなければ、毎年の届出は不要)	該当日から120日以内	1部
年間取扱量		量	年間取扱量を把握し届出(直近の届出をした年度の取扱量と比較して30%以内の変動の場合は届出不要)	該当年の翌年6月30日	1部
変	更	届	適正管理計画等の届出事項に変更が生じた場合に届出	変更日から30日以内	1部
廃	止	届	廃業等により特定指定物質取扱事業者に該当しなくなった 場合に届出	該当日から30日以内	1部

5. 条例改正のイメージ図



「群馬県特定指定物質の適正な管理に関する指針」及び適正管理計画参考書式例と届出の参考となる届出要領については、県のホームページに掲載しています。